

徳島県規則第三十号

徳島県国有車両管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県国有車両管理規則の一部を改正する規則

徳島県国有車両管理規則（昭和四十二年徳島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十号中「第六十二条の四第一項」を「第六十二条の五第一項」に改める。

様式第二号中

保険証番号	13,200円	8,800円
	枚	
第 号	枚	枚

重量税印紙使用枚数	6,300円	1,000円	500円
	枚	枚	枚

「	」	枚	保険証番号		5,
			20,000円	10,000円	
			第 号	枚	
			第 号	枚	

重量税印紙使用枚数					
000円	4,000円	2,000円	1,000円	500円	
枚	枚	枚	枚	枚	枚

			200円	
		女		
			100円	
		女		

に改める。

」

附則

この規則は、公布の日から施行する。